

大阪公立大学に進学する学生・保護者の皆様へ 大阪府の授業料等支援制度について



※本事業は、令和8年度予算に係る大阪府議会での審議の結果、予算が成立しなかった場合、実施されません。あらかじめご了承ください。

©2014 大阪府もずん

大阪府では、大阪の全ての子どもたちを対象に、所得や世帯の子ども的人数に制限なく、自らの可能性を追求できる社会の実現と子育て世帯の教育費負担を軽減し、子育てしやすいまち・大阪の実現に向けて、国の高等教育の修学支援新制度（以下「国制度」といいます。）に大阪府独自の制度を加え、大阪公立大学に入学・進級する学生の授業料等の支援（減免）を行っています。



支援の対象となるには要件があります。

要件については、裏面「支援の対象となる主な要件」やホームページを必ずご確認ください。

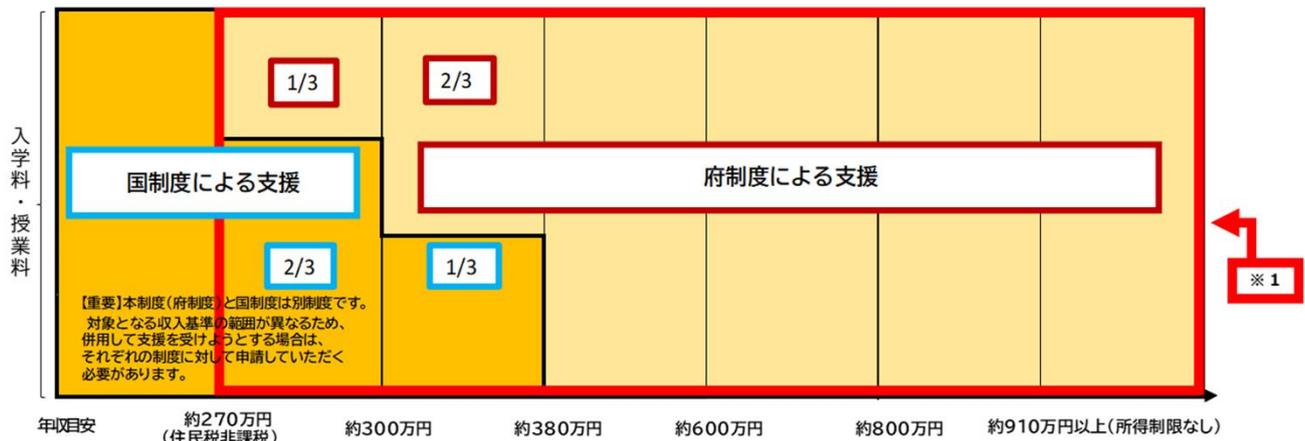
I 支援内容・イメージ



**【支援の範囲】 入学料：282,000円(府内在住者) 授業料：535,800円
(法科大学院は804,200円)**

<下のイメージ図は、保護者のうちどちらか一方が働き、本人、中学生の家族4人世帯の場合の目安>

- ※1 多子世帯（扶養される子ども3人以上の世帯）の学生等については、国制度で授業料等を全額無償とする措置等が講ぜられます。
- ※2 大学院博士前期課程・修士課程の学生及び法科大学院の学生は、国制度の支援対象外のため、下記の「国支援部分」についても「府支援部分」となります。



II 国制度の概要

令和7年度より、多子世帯（扶養する子どもの数が3名以上）に該当する場合は、所得に関わらず国制度の支援により無償となっています。（*他の要件もすべて満たしている場合に限り）

- △ 国制度と府制度は別制度です。対象となる収入の範囲が異なるため、併用して支援を受けようとする場合は、それぞれの制度に対して申請していただく必要があります。
- △ 府制度のみを申請し、支援区分が国制度の範囲に該当した場合に、どちらも自動的に支援が受けられるものではありません。別途国制度を申請しなければ府制度の支援しか受けることができません。

◎詳細は、**国制度のホームページ**で確認ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm



国ホームページQRコード



III 留意事項



府ホームページQRコード

- 支援を受けるためには、「入学後の新規申請」と「半期ごとの継続手続き」が必要です。
- 大学からの案内に沿って、申請期限内に必ず申請手続きを行ってください。
- 審査の結果、裏面の要件をすべて満たさない場合は支援の対象となりません。**
- 各要件などの詳細については、大阪府のホームページをご確認ください。

大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o010010/fukushutosuishin/shin-musyoka/index.html>

■ 支援の対象となる主な要件

1 学生等の要件

大阪公立大学の学部・学域生、大学院博士前期課程・修士課程の学生、法科大学院の学生（※1）

※1 留学生及び大学院の長期履修学生（育児・介護等の事情を有する者及びその他、相当の理由と学部等の長が認める者は含まない。）は対象とはなりません。

2 府内在住要件

学生本人及びその生計維持者（原則、父母）が、入学日の**3年以上前**（※2）から引き続き大阪府内に住所を有していることが必要です。また、在学中に継続して支援を受けるためには、毎年度の**基準日（4月1日）**において、大阪府内に住所を有している必要があります。

※2 在校生については、学生本人及びその生計維持者（原則、父母）が、最初に制度対象となる年度の4月1日を基準日として3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが必要です。

3 大学等に入学するまでの期間等に関する要件

①学部・学域生（国制度と同様）

高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、大阪公立大学に入学した日までの期間が2年を経過していない者

②大学院博士前期課程・修士課程の学生、法科大学院の学生

大学等を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者で、入学した年度の前年度末年齢が24歳までの者（※3）

※3 前年度末年齢が25歳で入学した場合でも対象と認められるケースもありますので、詳細は大阪府ホームページ（下記QRコード）の制度に関するQ&Aでご確認ください。

4 その他の要件

上記以外にも以下の要件があります。

【国籍・在留資格等に関する要件】

国籍や在留資格等に関する要件の詳細につきましては、府ホームページ(QRコード)にてご確認ください。



府ホームページQRコード

【学業成績等に関する要件】

入学時は、学業成績等に関する要件を満たしていない場合は、申請時に学修計画書等の提出が必要です。在学中は、国制度と同様の適格認定における学業成績の基準を満たす必要があります。

また、標準修業年限での修了が困難と判断される場合や学修意欲が著しく低いと判断される場合は、支援を終了します。詳細は府ホームページ(QRコード)にてご確認ください。

■ その他

5 申請手続きについて



申請手続きについては、入学後、在籍する大学へ申請書類等を提出いただきます。大学からの案内に沿って、申請期限内に必ず申請手続きを行ってください。



申請者の世帯収入によっては、国制度に申請手続きを行うことが必要な場合もありますので、ご注意ください。

6 問合せ先

【申請手続きに関するお問合せ】（平日9時～17時）

大阪公立大学 学生課 学生奨学支援室 大阪府制度担当

TEL：06-6605-2102 MAIL：gr-gks-fusien@omu.ac.jp

【制度に関するお問合せ】

副首都推進局 公立大学法人担当 TEL：06-6208-8877



（令和7年7月末日時点）